

藤岡労働基準監督署からのお知らせ

(令和8年4月、5月)



今年度もよろしくお願ひいたします

日頃より労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新年度を迎え、働き方改革の更なる推進や、長時間労働の是正、労働災害防止対策の強化、さらには多様な人材が安心して働ける職場環境の整備など、労働行政を取り巻く課題は引き続き重要性を増しております。

特に、近年は気候変動の影響による熱中症リスクの高まりや、高齢労働者の増加に伴う労働災害防止対策の重要性が一層高まっております。

各事業場におかれましては、リスクアセスメントの実施や安全衛生管理体制の充実に引き続きご尽力いただくようお願い申し上げます。

当署といたしましても、関係機関と連携しつつ、安心・安全な職場環境の実現に向けた取組を一層推進してまいります。



●STOP熱中症クールワークキャンペーン

実施期間：令和8年5月1日～9月30日

期間内の実施事項

昨年1年間の職場における熱中症の発症状況を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,681人（内死亡者数15人）となっており、死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となりました。

業種別にみると、死傷者数は、建設業と製造業の2業種で全体の約4割を占めております。

熱中症予防のための労働衛生教育を確認できなかった事例や、糖尿病・高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している方への配慮を行っていない事例が見られました。

このため、厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、関係団体等との連携の下、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

①湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること。

②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」「関係作業員への周知」を行うこと。

③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。



令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

☑暑さ指数を把握したら...

- | | |
|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減 | <input type="checkbox"/> 休憩場所の整備 |
| <input type="checkbox"/> 服装 | <input type="checkbox"/> 作業時間の短縮 |
| <input type="checkbox"/> プレクーリング | <input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取 |
| <input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応 | <input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応 |
| <input type="checkbox"/> 日常の健康管理 | <input type="checkbox"/> 作業中の作業員の健康状態の確認 |
| <input type="checkbox"/> 異常時の対応 | |



STOP!熱中症クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）



令和8年4月1日より高齢者の労働災害防止対策が努力義務となっています

高齢者の労働災害防止に必要な措置の実施が事業者の努力義務となっていることから「高齢者の労働災害防止のための指針」を参考に措置を講じましょう。



●事業者が講ずべき措置

1 安全衛生管理体制の確立等

- ・企業の経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明する。
- ・安全衛生委員会等で高齢者の労働災害防止対策に関する事項を調査審議すること、委員会を設けていない事業場においては、労働者の意見を聴く機会等を通じ、労使で話しあうこと。



リスクアセスメントを実施しましょう
災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、当該リスクの高さを考慮して高齢者労働災害防止対策の優先順位を検討すること。

2 職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入や高齢者の特性を考慮した作業管理に取り組んでください。

- 例：・階段に手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する。
・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮する。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康診断により健康状況を確実に把握することや体力の状況を把握し、その体力に合った作業に従事させてください。



労働安全衛生総合研究所
「全身持久力の評価方法」



厚生労働省「転倒等リ
スクセルフチェッ
ク票」



4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じることや、安全と健康の観点に適合する業務に就かせるよう努めてください。また、何らかの疾病を抱えながらも働き続けることを希望した場合は、「治療と就業の両立支援指針」に基づき取り組むよう努めてください。



厚生労働省「治療と就
業の両立支援指針」



ポータルサイト「治療
と仕事の両立支援ナ
ビ」



5 安全衛生教育

技能講習や特別教育などは確実にを行い、教育を行う者や管理者、共に働く労働者に対しても、高齢者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めること。

- 例：・安全衛生教育では体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解すること。
・教育内容に加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についてを加える。



●労働者自身も自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが重要です